

は何の法令に基づいて自衛隊員が行っているのか御存じですか。

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋之でございます。

冒頭、先ほどの佐藤外務副大臣の重大な問題発言について質疑等をまずさせていただきたいと思います。

今、委員部の方から速記録をいただきましたけれども、佐藤副大臣はこのようにおっしゃっています。外務副大臣を拝命いたしました佐藤正久でございます。事に臨んでは危険を顧みず。今、私が読み上げる服務の宣誓でございますけれども、委員の先生方のお手元に配られております私の今日の配付資料の中に実は入っておりません。昭和四十七年政府見解というこの古い政府見解ですね、七・一閣議決定のこの大きな文字ではなくて、小さい四十七年政府見解の資料の七ページ目でござります。是非聞いていただきたいと思います。

今の佐藤副大臣の挨拶の続きでございますが、始めから言います。外務副大臣を拝命いたしました佐藤正久でございます、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託に応える決意であります、厳しい安全保障環境の中で、国家国民の安全、安心を守るために、現場主義で汗をかいてまいります。以下、略させていただきます。

私は、この佐藤副大臣の挨拶、この外交防衛委員会に対して政府として行わされた挨拶は、日本国憲法の趣旨に反し、また自衛隊法や外務省設置法などとの関係で、それらの趣旨、また国家行政組織法の趣旨にも反する暴言であると思われます。佐藤副大臣は内閣において即刻罷免をされるべきでございます。今からその理由を御説明をさせていただきたいと思います。

では、小野寺大臣、この自衛隊員の服務の宣誓ですけれども、何の法令に基づいて全自衛隊員が自衛隊員になつたときに行つているものか御存じでしょうか。

知らなかつたら結構ですけれども、服務の宣誓

○小西洋之君 今大臣が答弁いただきましたように、佐藤外務副大臣が外交防衛委員会で、この決意でありますとおっしゃった服務の宣誓は自衛隊法に基づく制度なんです。自衛隊法と自衛隊組織の違いの質問がございましたけれども、紛争を阻止する、他に適当な手段がない、もうほかに全て手段がない、外交ではもう間に合わない、どうしようもない、防げないとときに武力を行使して国民を守るのが防衛省の役割であり、その下の自衛隊の役割であります。

また、日本国憲法の第六十六条规定には、こういう規定がございます。「内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない」、文民でなければならぬ、この趣旨は、かつての政府答弁において、武断政治を排除する、安倍内閣の解散改憲以前に唯一解釈変更が行われた例でござります。かつて自衛隊員は、武人ではない、文民であるというふうにされておりました。しかし、自衛隊の装備の実態などから見て、組織の実態などから見て、文民ではない、武人であるというふうに解釈変更された経緯もございます。つまり、自衛隊員の服務の宣誓といふものは武人の精神の言わば真髓を言ったものであり、武力の行使に当たつてのその職務の精神、それを述べたものでございます。

河野外務大臣に質問させていただきます。

大臣は、この佐藤副大臣の服務の宣誓の、もつて国民の負託に応える決意である、このような就任に当たつての挨拶をこの外交防衛委員会ですることを事前に御存じでしたでしょうか、かつ、それを了承されたのでしょうか。

○國務大臣(河野太郎君) 佐藤副大臣がどのような挨拶をするか、別に事前に原稿を見ていたわけ

ではございませんが、外務省の職員も、国民の平和あるいは安全、繁栄を守るために身をなげうつて職務を行なうわけでございます。

○國務大臣(河野太郎君) 存じ上げません。
○小西洋之君 こされはかつて外交防衛委員会

ではございませんが、外務省の職員も、国民の平和あるいは安全、繁栄を守るために身をなげうつて職務を行なうわけでございます。

○國務大臣(河野太郎君) 存じ上げません。
○小西洋之君 こされはかつて外交防衛委員会

外務省の中には、外務省の職員として殉職した方々のための碑が、碑というか像がございますが、外務省の職員も、いざというときには、国民を守るために危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務める必要があるというのは、これは公務員として変わりません。これは自衛隊であろうが

外務省の職員であろうが、あるいは国家公務員ではないかもしれません、警察官、消防員、あるいは消防団員といった方々も、いざ事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務める、そういう方が大勢いらっしゃるわけでございまし

て、私は特に問題があるとは思つておりません。

大臣まで大臣辞職に値する暴言をおっしゃいました。

たこの服務の宣誓の文言ですね。事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて自己の自らこころを。二つくりと誓う。つて

て国民の食事に応える。このよき宣誓をやって、いる公務員が自衛隊員以外に、私もかつて総務省の職員でした、日本国の大公務員は就任に当たつ

て宣誓をします。この服務の宣誓と全く同じ文言の宣誓をしている公務員がいるかどうか御存じで

○国務大臣（河野太郎君）　佐藤副大臣は、別に服務の宣誓をしたわけではなくて、事に臨んでは危

険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務めといふのは、これはどんな場面でも公務員として必要な

場合にはこういう覚悟で事に当たらなければいけないということを述べたまであります。

他の公務員で、自衛隊員以外に法令上こうした
服務の宣誓と同じ文言の宣誓をしている公務員が
いるかどうか御存じですか。聞いたことに答えて
ください。

○小西洋之君　委員長に、委員会に對して政府見解の提出をお願いさせていただきたいと思います。

まず、佐藤副大臣の先ほどの挨拶ですけれども、全体としてどういう意味で、私が読み上げた部分ですけれども、挨拶としてどういう意味、どういう趣旨で行つてはいるのかが一点。

また、佐藤副大臣がおっしゃった言葉ですね。今から申し上げます。事に臨んで、この事に臨んでとはどういう意味で言つたのか。危険を顧み

○國務大臣(河野太郎君) 全くございません。○小西洋之君 では、理事会でしつかり協議をいただきたいと思います。

では、質問に移らせていただきたいと思います。

河野大臣、佐藤副大臣を内閣として罷免すべきだと私は考えますが、罷免するお考へはござりますか。

いや、安倍政権の言う九条解釈の基本的な論理とは何かが、下の(2)でございますけれども、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて容認をされるものであり、そのための

ずはどういう意味でおっしゃったのか。身をもつてはどういう意味でおっしゃったのか。責務の完遂に務めというのはどういう意味でおっしゃったのか。最後、国民の負託に応える、これもどういう意味でおっしゃったのか。

全体の意味と、一つ一つの言葉の意味を政府の見解としてこの理事会に提出いただきまして、その上で、内閣として佐藤副大臣を罷免すべきこと、また、佐藤副大臣のこの文言を使った挨拶を肯定された外務大臣の問題について、理事会としで協議いただくことをお願いいたします。

○委員長(三宅伸吾君) 後刻理事会で協議いたします。

○小西洋之君 ありがとうございました。

恐るべきことが起きていると思います。かつて、日本の戦前は、外交をも軍部、軍事が支配してしまった。外務省の中にも、こうした武力で事を解決するんだと。外交の役割というのは、あくまで武力紛争を何が何でも阻止するのが外交の役割でございます。しかし、その国際問題を武力によつて解決してもいいじゃないかという革新派官僚と言われるような外務官僚が生まれて、そして全体として軍国主義の流れの中で日本は無謀な戦争に、誤った国策に突き進んでいった。そうした歴史を河野大臣、そして小野寺大臣もしつかりとかみしめていただいて、政府として先ほどの要求に、私の統一見解の要求に対し誠実に答えていただけるよう思います。

やはり、ちょっと二言、もう一つ、河野大臣、ちょっとこの場で確認させていただきますけど、河野大臣、佐藤副大臣を内閣として罷免すべきだ

づき取り組んでいくといった趣旨のことがございましたので、安保法制の違憲問題、この委員会の中では何度も取り上げさせていただきました。三宅委員長は初めての御説明をさせていただきましたことになるかもしませんが、日本政治最大の問題でございます。

私の質問の目的の趣旨は、安保法制の違憲、特に集団的自衛権の解釈変更の違憲問題をしつかりと両大臣に御認識いただいて、まかり間違つても日本がアメリカを守るために武力の行使、集団的自衛権を発動、アメリカのために集団的自衛権を発動する、あるいは限定的な集団的自衛権を発動する、そのようなことがないようについてものございます。

二つの資料をお配りさせていただいておりますけれども、済みません、ちょっと冒頭で時間を使つてしまいまして、簡潔に申し上げさせていただきますが、この文字の大きい七月一日の閣議決定でござりますけれども、実は安倍内閣は、七月一日の閣議決定の中に、憲法九条の条文を変えない限りでないと歴代政府が答弁していた集団的自衛権がなぜ合憲になつたのか、その理由を正面から書いております。

(1)で、政府の解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる、したがって、もし解釈変更する場合という意味ですけれども、従来の政府見解における憲法九条解釈の基本的な論理の枠内で論理的な帰結を導く必要があるというふうにしております。つまり、歴代政府が守ってきた九条の解釈の基本的に論理なるものがあると、その枠内の解釈変更であれば合憲なんだという意味であります。

基本的な論理であり、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料、集団的自衛権と憲法の関係に明確に示されています。いるところであるというふうにしております。

会に提出された資料というものが皆様にも縮小コピーでお配りをさせていただき、私が今右手で掲げさせていただいていよいよわる昭和四十七年政府見解でございます。この閣議決定に書いてあるとおり、安倍政権は、限定的な集団的自衛権を許容する九条解釈の基本的な論理がこの四十七年見解の中に明確に示されているということを言つておわけでござります。

この四十七年見解の方の資料、下にマジックのページがあるんですが、二ページ、御覧いただけますでしょうか。二ページの右下にマジックで引いたところがありますけれども、この外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利云々というのは、さつき私が読み上げさせていただいたこの七・一閣議決定の(2)の安倍政権が九条の解釈の基本的な論理だと言つてある箇所でござります。

じゃ、なぜこの基本的な論理、この箇所に集団的自衛権が合憲と読めるのかというと、その理由は一つしかございません。この資料の中で外国の武力攻撃という太い文字にしたもの、あるいは原本の方では黒いマジックで引いた外国の武力攻撃……(発言する者あり)事前に通告させていただったので、しつかりレク受けていると思うんですけど、分かりませんか。もう本会議を含め予算委員会で何度も、

じや、丁寧に。じゃ、大臣、これ御覧いただけますか。こちらの、七・一閣議決定の。じゃ、止めてください。配付資料が行つていな

いそうです。

一九三九年十一月五日 【參議院】

○小西洋之書 では、もう一冊ですか、大亞。

○小西洋之君 では、よろしいですか、大臣。この大きな文字の、七・一閣議決定の外国の力攻撃という文字がありますね。一ページ

さ
武 で す
の横畠長官の答弁ですけれども、限定期的な集団的
自衛権を容認する法理が、当時から含まれている、
昭和四十七年政府見解、この古い見解を作ったと
きから含まれている、そういう二通りの読み方ができる文書なんだということを、安倍政権は一貫して「ござる」を言つています。

は政治論ではなくて、憲法九条の法律的な憲法的な解釈として考へてゐる。我が国に対する侵略、外国の武力攻撃が発生して初めて自衛のための措置をとり得る、つまり、個別の自衛権しかできないので集団的自衛権はできないと言つていま
す。これは政策論や政治論じやなくて法律論、憲法論と言つてはます。

けた普通の日本人の、日本国民の皆さんであります。この外国の武力攻撃は日本国に対する外國的武力攻撃としか普通は読めないはずであります。日本国に対する外國の武力攻撃によつて国民の命、自由、幸福追求の権利が根底から覆され、つまり個別の自衛権の局面を言つてゐる文章、これに限られるはずだということなんですかけれども、しかし、安倍政権は違うと言ひ始めたわけです。

大臣、次のページ、おめくりいただけますか。次のページをおめくりいただきまして、右上の方を覗いていただきますが、真ん中に書いてあるのが、國の武力攻撃によつて國民の生命などが根底から覆される。普通は我が國に対するとしか読まないわけですが。ところが、小野寺大臣が関わられ七・一閣議決定においてはそうじやないと。我國に対するは読めるけれども、同盟國に対する國の武力攻撃とも読める。つまり、同盟國アメカに対する北朝鮮の武力攻撃によつて日本國国民生命などが根底から覆されるという集団的自衛権の局面も読み替えることができるんだと、両方とも言へるんだというふうに言つてゐるわけでござります。

それを明らかにしたのがその下の平成二十七年の三月二十四日の私の質問ですけれども、同明かりに対する外國の武力攻撃ということもここに標的に含まれるんですかと今の横畠長官に聞きましたら、横畠長官は、四十七年の政府見解そのものの組立てからそのような解釈ができるいうふうに言つております。更にそれを分かりやすく言うと、今のページの左上の図、六月十一

れの生でそどで、後ろから出してください。もう一つの配付資料、二つあるんです、配付資料。何かわざと遅延行為をやっているようにすら思いますが。（発言する者あり）余計なことですか。

今大臣が御覧いただいておりますね、この昭和四十七年見解のコピーなんですけれども、右上に作つた人たちが判こを押しております。判こが押してあります。これはもう政府答弁で全部明らかになつていますが、今印刷見えにくかもしませんけれども、一番上は吉國法制局長官です。左下が真田次長、右下が角田第一部長、歴任の法 制局の幹部ですね。法制局の幹部の皆さんが作つて政府に出したのが昭和四十七年政府見解です。かつ、これは、作るきっかけになった国会質問があります。昭和四十七年の九月の十四日の質問、この参議院の決算委員会における質問の吉國長官の答弁を用いてこの四十七年見解は作られていました。

じゃ、さつきのこの初めの七・一閣議決定の、ちらに戻つていただけますか。じゃ、これのページ目を配つて。はい、ありがとうございます。で、その次のページですね、三ページ目をお願いできますか。はい、ありがとうございます。

今御覧いただいています三ページ目のこの資料ですけれども、この昭和四十七年政府見解を作るきっかけになつた国会の吉國長官の答弁です。

我が国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだということからいたしまして、集団的自衛のための行動は取れない、これ

今私の読み上げた質疑の、もう一つ右の質疑、御覧いただけますか。右側の、文字が多いですけれど重要な質疑ですので、ちょっと早口で。

憲法九条の規定が容認しているのは、個別の自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あるような説明で、我が国が侵略された場合に、我が國の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしている。このような答弁をしています。

つまり、昭和四十七年政府見解は、集団的自衛権は絶対にできないと国会で答弁した法制局長官から自らが作って出したものなんですね。その理由は、我が国に対する外国の武力攻撃の局面しか日本は自衛権の行使ができないと。よって個別の自衛権しかできないし、集団的自衛権はできないとはつきり答えて作ったものでございます。にもかかわらず、安倍内閣は、四十七年見解の外国の武力攻撃は同盟国に対する外国の武力攻撃とも読めるというふうに強弁をしているわけでございま

す。

河野大臣に伺いますけれども、昭和四十七年見解を作った吉國長官が、作るきっかけになつた国会答弁で、我が国に対する、日本国に対する外国の武力攻撃の発生の局面しか実力行使はできないと言つてゐるにもかかわらず、なぜ同盟国などに対する武力攻撃の発生の局面である集団的自衛権が

できると、そういうふうに安倍政権は主張ができるんでしょうか。四十七年見解の外國の武力攻撃としか読めない、つまり安保法は違憲ではないか。いかがお考えでしょうか。

○國務大臣(河野太郎君) この昭和四十七年の基本的な論理といふんでしようか、憲法九条の下でも、我が国が自國の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは理解されていないわけで、一方、この自衛の措置は、あくまでも外國の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の武力の行使は許容されるということで、これは平成二十六年七月の閣議決定後も維持されているわけでございます。

この昭和四十七年の資料につきましては、従来の自衛権発動の三要件の一つとして我が国に対する急迫、不正の侵害があることが必要だということでございますが、これは当時の安全保障環境に照らして、基本的な論理に当てはまる場合として我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるものと考えられていたわけで、基本的な論理と御指摘のことと環境が変わってきたということでお、矛盾をするものではないというふうに思つております。

○小西洋之君 河野大臣は何ら私の質問に対して論理的な答弁いただけませんでしたけれども、もう時間が迫つてますので申し上げさせていただきますけれども、もし両大臣が集団的自衛権の発動をすれば、これはもう絶対に違憲です。後ろに資料を付けておりますけれども、あの安保国会では、元最高裁の判事が、法匪である、裁判所に行つて通用しないと。元法制局長官は、黒を白と言いくるめる類いというようなこともおっしゃつております。また、朝日新聞や東京新聞は社説で書き、また、この四十七年見解を作つた方、一人

御健在の方がいらっしゃるんですけれども、今年の東京新聞の九月二十日の一面に書かれていましたけれども、作った御本人がこの安倍政権による読替えを否定されております。安保法は絶対の違憲なわけでございます。もしこれを発動すれば両大臣は、国家賠償、国賠法ですね、国賠法上の責任を有することになります。

ただし、何よりも絶対行われてはいけないことは違憲の戦争、武力行使を発動して、死ぬはずがない自衛隊員を殺すことは絶対に許されないわけでございます。自衛隊員や国民を、違憲の武力行使を内閣が発動して自衛隊員や国民を殺すことには絶対に許されないわけでございます。もしそのようなことをするのであれば、場合によってはこれが刑法上の、まあこの罪名は控えなければいけないかもしれませんけれども、人の命に関わる危険行為を故意をもつて職務上行つ場合には、刑法上の殺人罪ですか、そうした問題も検討になるんじゃないいか、そういう法律的な議論もございます。

どうか、両大臣におかれでは、安倍内閣が犯した過ちというものをしっかりと御認識されて、憲法尊重護義務に基づき、この安倍政権の解釈変更、そして安保法の廃止、そのために尽力をいただきたい、そのことをお願いをさせていただきます。

終わります。ありがとうございました。